

若手およびシニア機器利用助成事業について

【令和7年度利用分】

1. 助成事業の目的

本助成事業は、ぎふ技術革新センター運営協議会（以下「協議会」という。）が、地域産学官共同研究拠点「ぎふ技術革新センター」に設置した研究機器、及び岐阜県産業技術総合センターの研究機器を利用して新技術・新製品等の研究開発に取り組む若手およびシニア研究者等に対して、予算の範囲内で助成金を交付することにより、共同研究や共同機器利用、人材育成などの事業を通じて、地域企業の優れたモノづくり技術やノウハウを地域産業の成長分野に展開することで、産業構造の高度化・多様化を図ることを目的とします。

2. 助成内容

- (1) ぎふ技術革新センター運営協議会若手およびシニア機器利用助成事業助成金交付要綱（以下、「要綱」という）及びぎふ技術革新センター運営協議会若手およびシニア機器利用助成事業助成金交付要綱実施細則（以下、「実施細則」という）に基づき助成金を交付します。
- (2) 要綱第3条の各号に掲げる分野（航空機・自動車向け軽量強化部材／医療機器／環境関連製品／機械金属／その他、会長が必要と認める分野）の研究開発に伴う機器利用料に対して助成します。
- (3) 協議会の特別会員または正会員である企業または大学等（大学等については研究室単位とする）に所属する若手^{※1}及びシニア^{※2}研究員等が申込者^{※3}である機器利用料が助成対象となります。

※1 若手 ： 令和7年4月1日時点で40歳以下の方

※昭和60（1985）年4月1日以降に生まれた方

※2 シニア ： 令和7年4月1日時点で60歳以上の方

※昭和40（1965）年4月1日以前に生まれた方

※3 助成対象とする機器利用申込み時点において特別会員または正会員であること

- (4) 助成額は、助成対象経費の2分の1以内とし、年15万円を上限(注意事項(1)参照)とします。
- (5) 以下の機器利用料及び依頼試験手数料が助成対象となります。

ぎふ技術革新センター及び岐阜県産業技術総合センターにおける開放機器利用料及び依頼試験手数料

- (6) 令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）の期間に利用された支払済みの機器利用料が対象となります。

3. 助成金の申請について

交付申請する際は以下の書類を期日までに提出してください。提出された書類を基に内容を審査し、助成金を交付します。

【申請時に必要な提出資料】

- 助成金交付申請書（実施細則 別記1号様式、別紙助成対象証明書を含む）
- 助成対象期間中に、助成対象者がセンター設置機器を利用したことを証明する下記のいずれかの書類を添付ください。

- 納入通知書兼領収証書の写し
- Pay-easy等のインターネットバンキングの支払記録の写し等

4. 提出方法

下記の宛先まで、郵送してください。

【提出先】

〒501-3265 関市小瀬 1 2 8 8 番地 岐阜県産業技術総合センター内
ぎふ技術革新センター運営協議会事務局 機器利用助成事業担当 宛

5. 助成事業スケジュール

	第 1 回 申請	第 2 回 申請
助成対象期間	令和 7 年 4 月 1 日（火）～ 令和 7 年 9 月 3 0 日（火）	令和 7 年 4 月 1 日（火）～ 令和 8 年 3 月 3 1 日（火）
助成申請締切 ※事務局必着	令和 7 年 1 0 月 1 0 日（金）	令和 8 年 4 月 1 0 日（金）
審査	令和 7 年 1 0 月中旬	令和 8 年 4 月中旬
交付	令和 7 年 1 0 月下旬	令和 8 年 4 月下旬

6. 注意事項

- (1) 国又は地方公共団体等からの補助金等（協議会による他の助成金を含む）を受けている事業の経費で機器利用料を支払った場合は、助成事業の対象となりません。
- (2) 当協議会の共同研究助成事業に採択された方は、先に第 1 回で申請された機器利用等は、共同研究助成事業の助成対象になりませんので、ご注意ください。
- (3) 機器利用の申込や試験を依頼される際の担当者欄には、助成対象者の氏名等を記入いただきますようお願いいたします（助成対象者が同行したが、助成対象者以外が申込する場合は、事務局にご相談ください）。
- (4) 支払済みの納入通知書兼領収証書の再発行は行っておりません。

7. お問い合わせ先

ぎふ技術革新センター運営協議会 事務局（岐阜県産業技術総合センター内）

[住所] 〒501-3265 関市小瀬 1288 番地

ぎふ技術革新センター運営協議会事務局 機器利用助成事業担当

[電話]0575-22-0147 [ファックス]0575-24-6976 [メール]info@tic-g.rd.pref.gifu.jp

質疑応答集

質 問	申請のタイミングが2回あるが、どんな申請パターンがあるのか
回 答	事務局で想定している申請は、以下の3パターンです。 ① 上半期の機器利用料を第1回で、下半期の機器利用料を第2回で申請 ② 1年の機器利用料を第2回のみで申請 ③ 上半期で上限の利用に達した場合は、第1回のみで申請

質 問	上半期の機器利用料を第1回で申請したが、申請忘れが見つかった。第2回で申請できるか。
回 答	第2回は年間の機器利用料を対象としますので、申請できます。

質 問	9月30日または3月30日に機器利用したが、支払いが未だの利用料は対象になるか。
回 答	支払い済の納入通知書兼領収証書の写しを提出していただくため、申請締切までに支払いを済ませていただくようお願いします。 もし社内手続きの関係で、申請締切までに支払いが終わらない場合は、事務局にご相談ください。

質 問	助成対象者を含む複数人で機器利用をしたが、助成対象者ではない者が利用申請書類を記入した。助成対象になるか。
回 答	機器利用助成の審査は書類審査のみのため、助成対象とする機器利用は助成対象者が利用申請をしてください。もし助成対象者以外の方が利用申込された機器利用料を助成対象にしたい場合は、事務局にご相談ください。

質 問	共同研究助成事業にも採択されたが、若手およびシニア機器利用助成事業と併用することは可能か。
回 答	共同研究助成事業からの助成金を充当される機器利用料は、若手およびシニア機器利用助成事業の交付対象にはできません。 逆に、若手およびシニア機器利用助成事業からの助成金を充当した機器利用料は、共同研究助成事業の交付対象にもできません。特に第1回の申請手続きで、共同研究助成事業の対象にされる機器利用料を申請されなきようお気を付けください。

質 問	年度の途中で入会したが、助成対象経費や助成上限額はどのようになるのか。
回 答	機器利用の申し込み時点で会員である必要がありますので、助成対象経費は入会後の機器利用申込分からになります。助成上限額は年間15万円です。